

財 関 第 5 7 0 号
平成 29 年 4 月 24 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 梶川 幹夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 16 号）の一部施行等に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 29 年 10 月 8 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

また、本通達の実施に伴い、認定通関業者に係る申告官署の選択制の導入について（平成 22 年 6 月 9 日財関第 660 号）は廃止する。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 ラッシュ船に積載されて輸出入されるバージの通関手続について（昭和 46 年 8 月 21 日蔵関第 1640 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 関税定率法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 101 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 4 通関業法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 105 号）の一部を次のように改正する。

別紙 4「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（Ⅰ 税関様式の一部改正）

1. 税関様式C第1000号を別紙5－1のように、税関様式C第1000号－2を別紙5－2のように、税関様式C第1000号－6を別紙5－3のように、税関様式C第1000号－13を別紙5－4のように、税関様式C第1000号－16を別紙5－5のように、税関様式C第1000号－19を別紙5－6のように、税関様式C第1000号－22を別紙5－7のように、税関様式C第1000号－24を別紙5－8のように、税関様式C第1000号－25を別紙5－9のように、税関様式C第1020号を別紙5－10のように、税関様式C第1030号を別紙5－11のように、税関様式C第1109号を別紙5－12のように、税関様式C第1110号を別紙5－13のように、税関様式C第3120号を別紙5－14のように、税関様式C第3140号を別紙5－15のように、税関様式C第3180号を別紙5－16のように、税関様式C第3195号を別紙5－17のように、税関様式C第3200号を別紙5－18のように、税関様式C第3320号を別紙5－19のように、税関様式C第3500号を別紙5－20のように、税関様式C第5010号を別紙5－21のように、税関様式C第5015号－2を別紙5－22のように、税関様式C第5050号を別紙5－23のように、税関様式C第5250号を別紙5－24のように、税関様式C第5400号を別紙5－25のように、税関様式C第5570号を別紙5－26のように、税関様式C第5640号から税関様式C第5656号までを別紙5－27から別紙5－32までのように、税関様式C第5660号から税関様式C第5663号までを別紙5－33から別紙5－35までのように、税関様式C第5840号から税関様式C第5856号までを別紙5－36から別紙5－41までのように、税関様式C第5860号から税関様式C第5863号までを別紙5－42から別紙5－45までのように、税関様式C第5866号を別紙5－46のように、税関様式C第5868号を別紙5－47のように、税関様式C第7500号を別紙5－48のように、税関様式C第7510号を別紙5－49のように、税関様式C第9000号を別紙5－50のように、税関様式C第9030号を別紙5－51のように、税関様式C第9130号を別紙5－52のように、税関様式C第9160号を別紙5－53のようにそれぞれ改める。
2. 税関様式C第5560号を削る。
3. 税関様式C第5240号の次に別紙5－54を加える。
4. 税関様式T第1070号を別紙様式5－55のように改める。
5. 税関様式B第1010号から税関様式B第1020号までを別紙5－56から別紙5－58までのように、税関様式B第1040号を別紙5－59のように、税関様式B第1060号から税関様式B第1131号までを別紙5－60から別紙5－67までのように、税関様式B第1140号を別紙5－68のように、税関様式B第1170号から税関様式B第1215号までを別紙5－69から別紙5－75までのように、税関様式B第1320号を別紙5－76のように、税関様式B第1350号を別紙5－77のように、税関様式B第1410号から税関様式B第1420号までを別紙5－78から別紙5－80までのようにそれぞれ改める。
6. 税関様式B第1030号、税関様式B第1050号から税関様式B第1051号ま

で、税関様式B第 1150 号、税関様式B第 1240 号、税関様式B第 1260 号、税関様式B第 1290 号、税関様式B第 1330 号及び税関様式B第 1340 号を削る。

7. 税関様式B第 1110 号の次に別紙 5－81 及び別紙 5－82 を、税関様式B第 1420 号の次に別紙 5－83 及び別紙 5－84 を加える。

(Ⅱ 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙 5－85「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改める。

第 6 関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）の一部を次のように改正する。

別紙 6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 7 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の一部を次のように改正する。

別紙 7「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 8 輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した航空貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 8 年 4 月 17 日蔵関第 336 号）の一部を次のように改正する。

別紙 8「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 9 システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 243 号）の一部を次のように改正する。

別紙 9「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 10 システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）の一部を次のように改正する。

別紙 10「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 11 予備審査制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 251 号）の一部を次のように改正する。

別紙 11「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 12 ワシントン条約該当貨物の取扱いについて（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 253 号）の一部を次のように改正する。

別紙 12「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 13 輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 15 年 8 月 22 日財関第 889 号）の一部を次のように改正する。

別紙 13「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 14 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に係る輸入手続の取扱い等について（平成 17 年 5 月 27 日財関第 673 号）の一部を次のように改正する。

別紙 14「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 15 特例輸入者の承認要件等の審査要領について（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）の一部を次のように改正する。

別紙 15「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 16 知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について（平成 20 年 3 月 31 日財関第 351 号）の一部を次のように改正する。

別紙 16「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 17 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）の一部を次のように改正する。

1. 別紙 17－1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
2. 別紙 1「窓口電子申告端末運用指針」の別添 2 を別紙 17－2 のように改める。
3. 別紙様式 M－100 号を別紙 17－3 のように、別紙様式 M－200 号を別紙 17－4 のように、別紙様式 M－201 号を別紙 17－5 のように、別紙様式 M－400 号から別紙様式 M－447 号までを別紙 17－6 から別紙 17－31 までのように、別紙様式 M－451 号から別紙様式 M－456 号までを別紙 17－32 から別紙 17－37 までのように、別紙様式 M－500 号から別紙様式 M－565 号までを別紙 17－38 から別紙 17－103 までのようにそれぞれ改める。
4. 別紙様式 M－456 の次に別紙 17－104 から別紙 17－113 までを、別紙様式 M－568 号の次に別紙 17－114 から別紙 17－116 までを加える。